

太陽光発電等住宅設備促進事業

福井県（人口 82万人）

概要

環境に配慮した住宅設備の設置を促進するため、居住する住宅に太陽光発電等の設備を導入しようとする者に対し、市町と連携して、その設置にかかる費用の一部を助成している。

背景

地球温暖化防止に向けて、環境に配慮した設備の普及が求められている中、福井県では、福井元気宣言（マニフェスト）において、福井が持つ「良きもの、優れたもの」を活かすことにより、環境保全に取り組むこととしている。

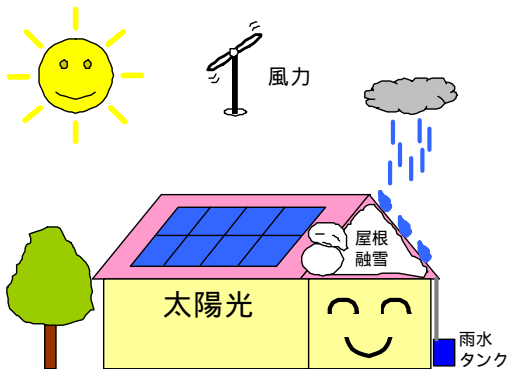
マニフェストでは、平成18年度までに太陽光発電の導入数を平成14年度末の5倍にするという目標を掲げ、県と市町が連携して環境に配慮した住宅設備の配置を促進した。

太陽光発電等住宅設備設置促進事業

1. 概要

居住する住宅に太陽光発電等の環境に配慮した設備を導入しようとする者に対し、市町と連携して、その設置にかかる費用の一部を助成している。

【環境に配慮した住宅設備の例】



2. 対象者

以下のいずれかの者で、年収1,200万円以下の者
自ら居住する戸建住宅に対象設備を設置する者
対象設備を設置した建売住宅を購入した者

3. 助成金額等

【対象となる設備及び助成金額】

設備の種類	補助率	限度額	県補助率
太陽光発電設備*1	設置費 × 2/9 *4	40万円	3/4以内
屋根融雪・ 雨水再利用設備*2			1/2以内
雨水再利用設備*2		20万円	
太陽熱温水設備			
風力発電設備 *3			

*1 太陽光発電設備の出力は1kW以上であること

*2 雨水再利用設備の雨水タンク容量は100以上であること

*3 風力発電設備の定格出力は0.3kW以上であること

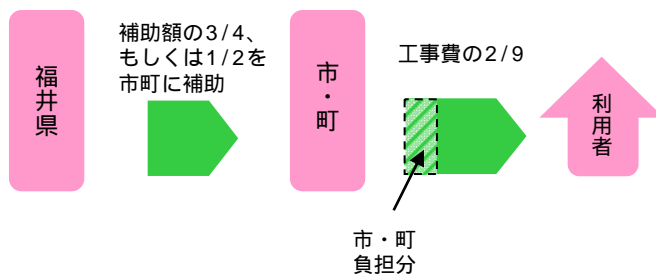
*4 太陽光発電設備の場合は、出力(kW)×10万円と比べて低額な方

【その他の要件】

設備の販売・施工者は、県登録を受けている事業者であること（登録事業者の一覧表は、県市町の窓口で閲覧可）

この制度により設備を設置した場合には、設置後3年間（年1回）使用状況を報告すること

【スキーム図】



【利用例】

太陽光発電設備に係る工事費が180万円である場合

- ・ 利用者が受ける助成額：180×2/9 = 40万円
- ・ うち、県の負担額：40×3/4 = 30万円

実績・評価

【実績】

（太陽光発電等住宅設備設置実績）

平成13年度：217件
平成14年度：265件
平成15年度：227件
平成16年度：265件
平成17年度：350件
平成18年度：294件

【評価】

太陽光発電の導入数を5倍にという目標達成は厳しいものの、平成18年度末までに、1,618戸の住宅に補助を行い、住宅での発電能力は6,539kwとなった。

関連部局・連携のポイント

【関連部局】

担当部局	土木部 建築住宅課
関連部局	総合政策部 電源立地振興課 安全環境部 環境政策課

【連携のポイント】

平成13～14年は電源立地振興課が太陽光発電設備について補助を行っていたが、平成15～18年度は建築住宅課が住宅への太陽光発電設備設置と屋根融雪設備等その他の設備をメニューに加えて補助を実施し、環境政策課がPR等を行った。

問い合わせ先

【問い合わせ先】

土木部 建築住宅課
0776-20-0505